

西都市分別収集計画

(第1期 令和3年度 ~ 令和7年度)

令和3年5月
(令和6年3月改定)

目 次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	1
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	3
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込みの算定方法	4
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

西都市分別収集計画

1. 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、市民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の大量廃棄による環境への負荷の増大や資源の枯渇等の深刻な社会問題となっている。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、ごみの減量、資源化に向けて、8種11分別による収集を行っているほか、生ごみ処理機器に対する助成制度を実施している。

また、平成24年3月に策定した西都市環境基本計画において、『環境への負荷が少ないまち』を基本目標に掲げ、さらなるごみの減量や再資源化を推進していくための各種施策に取り組んでいるところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の分別収集、及び地域における容器包装廃棄物の4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量と資源の有効利用をもって、循環型社会の形成を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

①市民・事業者・行政が連携した4R運動の推進

「発生抑制」を主体とする3R運動（リデュース、リユース、リサイクル）に、ごみとなるものをもらわない（買わない）というリフューズを加え、市民・事業者・行政の3者が連携して4R運動を実施することにより、一歩進んだ循環型社会を構築する。

②ごみの減量化及び資源化の促進

これまで行ってきた施策の促進を行うことにより、一層のごみの減量化及び資源化を図る。

3. 計画期間

本計画の期間は令和3年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に第2期西都市分別収集計画として見直しを実施する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）、段ボールを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
容器包装廃棄物	547 t	557 t	550 t	543 t	536 t

(内訳)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
主としてスチール製の容器	8 t	7 t	7 t	7 t	7 t
主としてアルミ製の容器	38 t	37 t	37 t	36 t	36 t
無色のガラス製容器	48 t	46 t	45 t	45 t	44 t
茶色のガラス製容器	60 t	65 t	64 t	63 t	63 t
その他ガラス製容器	49 t	46 t	45 t	45 t	44 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	71 t	83 t	82 t	81 t	80 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	262 t	255 t	252 t	248 t	245 t
主として段ボール製の容器	11 t	18 t	18 t	18 t	17 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施する。なお実施するに当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

①環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会と連携したごみ処理施設の見学会や出前講座、各種イベント、広報紙などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の増加等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

②買い物袋の持参徹底、過剰包装抑制

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

③再生資源活用・環境に配慮した商品の購入

リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売及びエコマーク商品や詰め替え用商品の購入促進により、容器包装の排出抑制を図る。

④ごみの出前講座

出前講座を開催し、ごみの現状や減量、資源化の必要性を説明するとともに、ごみの減量やリサイクルに取り組む人や団体を支援する。

⑤イベント開催・参加

各種イベントにおいて、ごみの減量、資源化に関する情報を提供する。

⑥啓発の充実

ごみ、資源の収集日や出し方、分別方法をわかりやすくするとともにごみ及び資源に関する情報を広報、ホームページ等により提供する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、西都児湯クリーンセンターが有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶・びん
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他ガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート製(PET)の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類容器包装類
主として段ボール製の容器	段ボール

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
主としてスチール製の容器	8		7		7		7		7	
主としてアルミ製の容器	38		37		37		36		36	
無色のガラス製容器	(合計) 46		(合計) 46		(合計) 45		(合計) 45		(合計) 44	
	(引渡) 46	(独自処理) 0	(引渡) 46	(独自処理) 0	(引渡) 45	(独自処理) 0	(引渡) 45	(独自処理) 0	(引渡) 44	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 60		(合計) 65		(合計) 64		(合計) 63		(合計) 63	
	(引渡) 60	(独自処理) 0	(引渡) 65	(独自処理) 0	(引渡) 64	(独自処理) 0	(引渡) 63	(独自処理) 0	(引渡) 63	(独自処理) 0
その他ガラス製容器	(合計) 50		(合計) 46		(合計) 45		(合計) 45		(合計) 44	
	(引渡) 50	(独自処理) 0	(引渡) 46	(独自処理) 0	(引渡) 45	(独自処理) 0	(引渡) 45	(独自処理) 0	(引渡) 44	(独自処理) 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 71		(合計) 83		(合計) 82		(合計) 81		(合計) 80	
	(引渡) 71	(独自処理) 0	(引渡) 83	(独自処理) 0	(引渡) 82	(独自処理) 0	(引渡) 81	(独自処理) 0	(引渡) 80	(独自処理) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 262		(合計) 255		(合計) 252		(合計) 248		(合計) 245	
	(引渡) 262	(独自処理) 0	(引渡) 255	(独自処理) 0	(引渡) 252	(独自処理) 0	(引渡) 248	(独自処理) 0	(引渡) 245	(独自処理) 0
主として段ボール製の容器	11		18		18		18		17	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第7項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の集積実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、平成30年度から令和2年度までの3年間における平均減少率を算出し、その減少率を前年度比として用い、次のとおり設定した。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
29,792 人 (対前年度比)	28,996 人 (対前年度比)	28,645 人 (対前年度比)	28,273 人 (対前年度比)	27,905 人 (対前年度比)
98.7 %	98.7 %	98.7 %	98.7 %	98.7 %

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管
金属	スチール製容器	缶・びん	市による定期収集 (委託)	西都児湯クリーンセンターにおいて 選別・圧縮
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
プラスチック	ペットボトル			
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装類		
紙類	段ボール	段ボール	民間業者	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶・びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装類については、西都児湯クリーンセンターの施設で手選別等後、圧縮、保管している。

分別収集の用に供する施設の整備に関する事項は次表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶・びん類	指定袋	パッカー車	西都児湯クリーンセンターにおいて手選別・圧縮保管
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル			
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装類			
段ボール	段ボール	十文字に紐で縛る	パッカー車 トラック	ストックヤード (民間業者)

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ①各種団体や事業者代表等からなる西都市ごみ減量リサイクル対策推進協議会にて、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に実施していくための方策を検討する。
- ②この計画は市ホームページへ掲載することによって公表し、市民や事業者に広く周知を図る。
- ③毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。